

Q352. 定額（固定）残業代を採用した場合に追加で支払わなければならない残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の金額を教えてください。

定額（固定）残業代の支払により使用者が時間外・休日・深夜割増賃金を支払ったと認められた場合は、当該定額（固定）残業代を含む除外賃金を除外した賃金を基礎賃金として労基法 37 条及び同法施行規則 19 条の計算方法で残業代（割増賃金）の金額を計算した結果、定額（固定）残業代の金額で不足する場合は、その「不足額」を当該賃金の支払期に支払う法的義務が生じることになります。

定額（固定）残業代の支払により使用者が時間外・休日・深夜割増賃金を支払ったと認めてもらえなかった場合は、定額（固定）残業代も残業代算定の基礎賃金に算入されて残業代（割増賃金）が算定され、その「全額」を当該賃金の支払期に支払う法的義務が生じることになります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎